

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立けやき特別支援学校」を「、埼玉県立けやき特別支援学校及び埼玉県立越谷西特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校——北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二」を「埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校——北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二——北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二」に改める。

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中	学	部	三年	学校教
高	等	部	三年	学
			一〇三	生
				ある者
				はこれ

育法に規定する
徒で知的障害の
を卒業した者又
に準ずる者

を

中	学	部	三年	学校教育法に規定する 学齢生徒で知的障害の ある者

に改め、同表埼玉県立越谷西特別支援学校の項中

高	等	部	三年	八六
---	---	---	----	----

中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

を

校	松伏分	高等部	三年	八六	中学部を卒業したはこれに準ずる者
		高等部	三年	四八	中学部を卒業したはこれに準ずる者の障害のあるもの

者又
者又
で知

に改め、同表埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校の項の次に次のよ

うに加える。

埼玉県立戸田か けはし高等特別 支援学校	高 等 部	三年	二四〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
----------------------------	-------------	----	-----	--------------------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。